

貸渡約款

第1章 総則

第1条 (約款の適用)

1. 貸渡人(以下、「当社」といいます)は、この貸渡約款(以下、「約款」といいます)の定めるところにより、貸渡自動車(以下、自動車を総称して「レンタカー」といいます)を借受人に貸し渡すものとし、借受人はこれを借り受けるものとします。
2. 当社は、約款の趣旨、法令、行政通達に違反しない範囲で特約に応ずることがあります。特約した場合には、その特約が約款に優先するものとします。

第2章 予約

第2条 (予約の申込み)

1. 借受人は、レンタカーを借りるにあたって、約款及び当社所定の料金表等に同意の上、当社指定の方法により、あらかじめ車種クラス、借受開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、運転者、チャイルドシート等の備品の要否、その他の借受条件(以下、「借受条件」といいます)を明示して予約の申込みを行うことができます。なお、当社は、電話連絡、指定のSNS及び電子メールによる予約に応じますが、予約内容と実際に相違があった場合でも当社は責任を負わないものとします。
2. 当社は、借受人から予約の申込みがあったときは、原則として、当社の保有するレンタカーの範囲内で予約に応ずるものとします。当社が予約申込金を必要と判断した場合は、借受人に予約申込金を請求します。

第3条 (予約の変更)

借受人は、レンタカー貸渡契約(以下、「貸渡契約」といいます)の締結前に、前条第1項の借受条件を変更するときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。

第4条 (予約の取消し等)

1. 借受人は、当社所定の方法により、予約を取り消すことができます。
2. 借受人が、予約した借受開始時刻を1時間以上経過しても貸渡契約の締結手続きに着手しなかったときは、当社が特に認めた場合を除き、予約が取り消されたものとみなします。
3. 前2項の場合、借受人は、当社所定の予約取消手数料(キャンセル料)を直ちに当社に支払うものとし、当社は、この予約取消手数料の支払いがあったときは、受領済の予

約申込金を借受人に返還するものとします。

4. 当社の都合により、予約が取り消されたとき、又は貸渡契約が締結されなかったときは、当社は受領済の予約申込金を返還するものとします。
5. 事故、盗難、不返還 リコール、天災その他の借受人、もしくは当社のいずれの責にもよらない事由により貸渡約款が締結されなかったときは、予約は取り消されたものとします。
6. 当社及び借受人は、貸渡契約が締結されなかったことについて、本約款に定める場合を除いて、相互に何らの請求をしないものとします。
7. 予約の取り消しに関して当社は、本条に定める事項以外に責を負わないものとします。

第5条 (代替レンタカー)

1. 当社が、借受人から予約のあった車種クラスのレンタカーを貸渡することができないときは、予約と異なる車種クラスのレンタカー(以下、「代替レンタカー」といいます)の貸渡しを借受人に申し入れることができるものとします。
2. 借受人が前項の申入れを承諾したときは、当社は車種クラスを除き予約時と同一の借受条件で代替レンタカーを貸し渡すものとします。この場合の貸渡料金は、代替レンタカーの車種クラスの貸渡料金と予約した車種クラスの貸渡料金のいずれか低い方の料金とします。
3. 借受人が本条第1項の代替レンタカーの貸渡しの申入れを拒絶したときは、予約は取り消されたものとします。
4. 前項の場合において、本条第1項の貸渡しをすることができない原因が、当社の責に帰すべき事由によるときには約款第4条第4項を、当社の責に帰さない事由によるときには約款第4条第5項を準用します。

第6条(免責)

当社及び借受人は、予約が取り消され、又は貸渡契約が締結されなかったことについては、約款第4条に定める場合を除き、相互に何らの請求をしないものとします。

第7条 (予約業務の代行)

1. 借受人は、当社に代わって予約業務を取り扱う旅行代理店、提携会社 (以下、「代行業者」といいます) において予約を申込みすることができます。
2. 代行業者に対して前項の申込みを行った借受人は、当該代行業者に対してのみ予約の変更又は取消しを申し込むことができるものとし、予約の変更については、当該代行業者を通じて当社の承諾を得なければならないものとします。

第3章 貸渡し

第8条 (貸渡契約の締結)

1. 借受人は約款第2条第1項に定める借受条件を明示し、当社は約款、料金表等により条件を明示して、貸渡契約を締結するものとします。ただし、借受人又は運転者約款第9条第1項各号、もしくは第2項各号のいずれかに該当する場合を除きます。
2. 貸渡契約を締結した場合、借受人は当社に約款第11条第1項に定める貸渡料金を支払うものとします。
3. 当社は、国土交通省通達に基づき、貸渡簿(貸渡原簿)及び約款第14条第1項に規定する証に運転者の氏名、住所、運転免許の種類及び運転免許証の番号を記載し、又は運転者の運転免許証の写しを添付するため、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、借受人の指定する運転者(以下、「運転者」といいます)の運転免許証の提示及びその写しの提出を求めます。この場合、借受人は、当社に対し、自己が運転者であるときは自己の運転免許証を、借受人と運転者が異なる場合は運転者の運転免許証を提示し、及びその写しを提出するものとします。
4. 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人及び運転者に対し、運転免許証のほかに本人確認ができる書類の提出を求め、及び提出された書類の写しを取ることがあります。
5. 借り受け人及び運転者が外国人で、日本国の免許を有さない場合は、本国で有効な運転免許証及び国際免許証(ジュネーブ条約加盟国対象)のほかに、本人確認ができる書類として有効なパスポートの提出を求め、及び提出された書類の写しを取ることがあります。
6. 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人及び運転者と連絡するための携帯電話番号等の告知を求めるものとします。
7. 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し貸渡料金を現金、またはクレジットカード、その他の支払方法による支払いを求め、支払方法を指定することがあります。
8. 借受人及び運転者は、事故、盗難の恐れがあると当社が判断する場合において、当社が車両位置情報システムの作動等を含む、必要な措置を取ることに同意する。

第9条 (貸渡契約の締結の拒絶)

1. 当社は、借受人又は運転者が以下の各号のいずれかに該当するときは、貸渡契約を締結することができないものとともに、予約を取り消すことができるものとします。
 - (1) 借り受けるレンタカーの運転に必要な運転免許証を有していないとき、又は当社に対して運転免許証の提示、もしくはその写しの提出がないとき
 - (2) 運転者が国際免許など日本国内で自動車を運転するために必要な免許を保有している場合でも運転の習熟に不安があると当社が判断する場合
 - (3) 酒気を帯びていると認められるとき、または麻薬、覚せい剤、シンナー等による中

毒症状等を呈していると認められるとき

- (4) チャイルドシートがないにも関わらず 6 歳未満の幼児を同乗させるとき
- (5) 運転者が満 24 歳に達していない場合、該当する運転免許を取得してから 1 年以上経過しない場合、または運転免許を取得してから 1 年以上経過していても運転の習熟に不安があると当社が判断する場合
- (6) 借受人及び運転者が 4 名様以上の男性グループの場合。ただし、二親等以内の親族のグループ、またはあらかじめ借受人の申請により当社が承諾した場合はこの限りではない。
- (7) 指定暴力団、指定暴力団関係団体の構成員または関係者、その他反社会的組織に属していると認められたとき。また当社との取引に関し、当社の従業員その他の関係者に対して、暴力的行為を行い、もしくは合理的範囲を超える負担を超える要求し、または暴力的行為あるいは言辞を用いたとき
- (8) 借受人又は運転者が、自己名義(一親等以内の親族を含みます) により自動車(軽自動車を含みます) を保有しておらず、また自動車を保有している場合でも当該自動車に対して、自動車損害保険に加入していないとき
- (9) 風説を流布し、または偽計もしくは威力を用いて当社の信用を毀損し、または業務を妨害したとき。その他当社が個別の貸渡しについて、レンタカーの貸し出しを行わないと判断したとき

2.借受人又は運転者が以下の各号のいずれかに該当するときは、当社は貸渡契約の締結を拒絶することができるものとします。

- (1) 予約に際して定められた運転者と貸渡契約締結時の運転者が異なるとき
- (2) 約款第 8 条第 4 項から第 6 項の求めに応じないとき
- (3) 過去の貸渡しにおいて、貸渡料金、その他当社に対する債務の支払いを滞納した事実があるとき
- (4) 過去の貸渡しにおいて、約款第 17 条各号に掲げる行為があったとき
- (5) 過去の貸渡しにおいて、自動車保険が適用されなかった事実があったとき
- (6) 貸渡することができるレンタカーがないとき
- (7) その他当社所定の条件を満たしていないとき

3. 前 2 項の場合において借受人との間に既に予約が成立していたときは、予約の取消しがあったものとして取り扱い、借受人は、当社所定の予約取消手数料を直ちに当社に支払うものとします。なお、当社は、借受人から予約取消手数料の支払いがあったときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。

第 10 条 (貸渡契約の成立等)

1. 貸渡契約は、借受人が当社に貸渡料金を支払い、当社が借受人にレンタカーを引き渡したときに成立するものとします。この場合、受領済の予約申込金は貸渡料金の一部に

充当されるものとします。

2. 前項の引渡しは、約款第 2 条第 1 項の借受開始日時に、同項に明示された借受場所で行うものとします。

第 11 条 (貸渡料金)

1. 貸料金とは、以下の料金の合計金額をいうものとし、当社はそれぞれの額又は計算根拠を料金表に明示します。

(1) 基本料金

(2) 免責補償料

(3) 車両補償料

(4) 備品使用料

(5) 配車引取料金

(6) その他当社所定の料金

2. 基本料金は、レンタカーの貸渡し時において、当社が地方運輸支局長（兵庫県にあっては神戸運輸監理部兵庫陸運部長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局陸運事務所長。以下、同じ）に届け出て実施している料金によるものとします。なお、本約款に定める予約を完了した後に貸渡料金を改定した時は、予約時に適用した料金表に定める価格を貸渡料金とします。

3. 貸渡料金には、レンタカーの点検整備にかかる費用が含まれています。ただし、当社と借受人が別に合意した場合はこの限りではありません。

第 12 条 (借受条件の変更)

1. 借受人は、貸渡契約の締結後、第 8 条第 1 項の借受条件を変更するときは、あらかじめ当社の承諾を得なければならないものとします。

2. 当社は、前項による借受条件の変更によって業務に支障が生じるときは、その変更を承諾しないことがあります。

第 13 条(点検整備及び確認)

1. 当社は、道路運送車両法第 47 条の 2 (日常点検整備) 及び第 48 条 (定期点検整備) に定める点検をし、必要な整備を実施したレンタカーを貸し渡すものとします。

2. 借受人又は運転者は、前項の点検整備が実施されていること及び当社所定の点検表に基づく車体外観並びに備品の検査によってレンタカーに整備不良がないこと、その他レンタカーが借受条件を満たしていることを確認するものとします。

3. チャイルドシートは、借受人又は運転者がその責任において適正に装着し、当社はチャイルドシートの装着について一切責任を負わないものとします。

4. レンタカーの貸し出し中に、レンタカーの定期点検、検査（以下、「定期点検等」と

います)の時期が到来した場合は、借受人は当社が指示する整備工場等にレンタカーを入庫して、必要な定期点検等を実施するものとします。なお、定期点検等にかかる費用は、特別な合意がない限り、当社の負担とします。

5.前項に定める定期点検等を実施している期間も貸渡期間に参入されるものとし、借受人はあらかじめこれを承諾します。

第14条 (貸渡証の交付、携帯等)

1. 当社は、レンタカーを引き渡したときは、地方運輸局運輸支局長が定めた事項を記載した所定の貸渡証を借受人又は運転者に交付するものとします。
2. 借受人又は運転者は、レンタカーの引渡しを受けてから当社に返還するまでの間(以下、「使用中」といいます)、前項より交付を受けた貸渡証を携帯しなければならないものとします。
3. 借受人又は運転者は、貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を当社に通知し、当社の指示に従うものとします。
4. 借受人又は運転者は、レンタカーを返還する場合には、同時に貸渡証を当社に返還するものとします。

第4章 使用

第15条 (管理責任)

借受人又は運転者は、レンタカーの使用上、善良な管理者の注意義務をもってレンタカーを使用し、保管するものとします。

第16条 (日常点検)

借受人又は運転者は、使用中のレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第47条の2(日常点検整備)に定める点検をし、必要な整備を実施しなければならないものとします。

第17条(禁止行為)

借受人又は運転者は、使用中に以下の行為をしてはならないものとします。

- (1) 当社の承諾及び道路運送法に基づく許可等を受けることなくレンタカーを自動車運送事業又はこれに類する目的に使用すること
- (2) レンタカーを所定の用途以外に使用し、又は約款第14条の貸渡証に記載された運転者及び当社が承諾した者以外の者に運転させること
- (3) レンタカーを転貸し、又は他に担保の用に供する等、当社の権利を侵害することとなる一切の行為をすること

- (4) レンタカーの自動車登録番号標又は車両番号標を偽造、もしくは変造し、又はレンタカーを改造、もしくは改装する等、その原状を変更すること
- (5) 当社の承諾を受けることなく、レンタカーを各種テスト、もしくは競技(例えばサーキット走行や未舗装路を含む一般公道以外の走行など) に使用し、又は他車のけん引、もしくは後押しに使用すること
- (6) 法令又は公序良俗に違反してレンタカーを使用すること
- (7) 飲酒運転を行うこと
- (8) 当社の承諾を受けることなくレンタカーについて損害保険に加入すること
- (9) レンタカーを日本国外に持ち出すこと
- (10) 当社の承諾を得ることなく、撮影またはイベント等にレンタカーを使用すること
- (11) その他約款第7条の借受条件に違反する行為をすること

第18条 (違法駐車の場合の措置)

1. 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに関し道路交通法に定める違法駐車をしたときは、違法駐車をした地域を管轄する警察署へ出頭して、直ちに自ら違法駐車にかかる反則金等を納付し、及び違法駐車に伴うレッカー移動、保管、引き取りなどの諸費用を負担するものとします。
2. 当社は、警察からレンタカーの放置駐車違反の連絡を受けたときは、借受人又は運転者に連絡し、速やかにレンタカーを移動させ、レンタカーの借受期間満了時又は当社この指示する時まで違法駐車をした地域を管轄する警察署に出頭して違反を処理するよう指示するものとし、借受人又は運転者はこれに従うものとします。なお、当社はレンタカーが警察により移動された場合には、当社の判断により、自らレンタカーを警察から引き取る場合があります。
3. 借受人及び運転者の違法駐車によりレンタカーの借受期間を超過した場合は、借受人は当該超過部分について別途貸渡料金を支払うものとします。
4. 当社は、本条第2項の指示を行なった後、当社の判断により、違法処理の状況を交通反則告知書又は納付書、領収書等により確認するものとし、借受人又は運転者が違反を処理していない場合には、違反の処理が完了するまで借受人又は運転者に対して繰り返し前項の指示を行うものとします。また、借受人又は運転者が前項の指示に従わない場合は、当社は何らの通知 催告を要せず貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとし、借受人又は運転者に対し、放置駐車違反をした事実及び警察署等に出頭し、違反者として法律上の措置に従うことを自認する旨の所定の文書(以下、「自認書」といいます)に自ら署名するよう求め、借受人又は運転者はこれに従うものとします。
5. 当社は、当社が必要と認めた場合は、警察に対して自認書及び貸渡証等の個人情報を含む資料を提出する等により借受人又は運転者に対する放置駐車違反に係る責任追及の

ために必要な協力を行うほか、公安委員会に対して道路交通法第 51 条の 4 第 6 項に定める弁明書及び自認書及び貸渡証等の資料を提出し、事実関係を報告する等の必要な措置をとることができるものとします。

6. 当社が道路交通法第 51 条の 4 第 4 項の放置違反金納付命令を受け、放置違反金を納付した場合又は借受人、運転者もしくはレンタカーの探索及びレンタカーの移動、保管・引き取り等に要した費用等を負担した場合には、借受人又は運転者 当社に対して放置違反金相当額及び当社が負担した費用について賠償する責任を負うものとし、当社の指定する期日までにこれらの金額を当社に支払うものとします（支払期日までに支払いがない場合は、借受人のクレジットカードで当社の負担費用と同等額をチャージする場合があります）。なお、借受人又は運転者が放置違反金相当額を当社に支払った場合において、借受人又は運転者が反則金を納付し、又は公訴を提訴されたこと等により、放置違反金納付命令が取消され、当社が放置違反金の還付を受けたときは、当社は還付を受けた放置違反金相当額を借受人又は運転者に返還します。

7. 当社は、前項の放置違反金納付命令を受けたとき、又は借受人もしくは運転者が、当社が指定する期日までの前項の請求額を支払わないときは、以後の借受人又は運転者に対するレンタカーの貸渡しを拒絶することができるものとします。

第 19 条 (GPS 機能)

1. 借受人及び運転者は、レンタカーに全地球測位システム（以下「GPS 機能」という）が搭載されている場合があり、当社所定のシステムにレンタカーの現在位置・通行経路等が記録されること、及び当社が当該記録情報を下記の目的で利用することに同意するものとします。

- (1) 貸渡契約の終了時に、レンタカーが所定の場所に返還されたことを確認するため。
- (2) 第 23 条第 2 項各号に定める場合、その他レンタカーの管理又は貸渡契約の履行等のために必要と認められる場合に、レンタカーの現在位置等を確認するため。
- (3) 借受人及び運転者に対して提供する商品・サービス等の品質向上、顧客満足度の向上等のためのマーケティング分析に利用するため。

2. 借受人及び運転者は、第 1 項の GPS 機能によって記録された情報について、当社が、法令に基づき開示を求められた場合、又は裁判所、行政機関その他公的機関から開示請求・開示命令を受けた場合に、必要な限度でこれを開示することがあることに同意するものとします。

第 5 章 返還

第 20 条 (返還責任)

1. 借受人又は運転者は、レンタカー及び備品を借受期間満了時までに所定の返還場所

(約款第 12 条第 1 項により返還場所を変更したときは、当該変更後の返還場所とします)において当社に返還するものとします。

2. 借受人又は運転者は、前項の規定に違反したときは、当該違反が天災その他の不可抗力に起因する場合を除き、借受期間満了時からレンタカー及び備品を返還するまでの期間に対応する貸渡料金相当額を当社に支払うものとします。また、前項の規定に違反したことにより当社が損害を受けた場合は、借受人はその損害の一切を賠償するものとします。

3. 借受人又は運転者は、天災その他不可抗力により借受期間内にレンタカー及び備品を返還することができない場合には、当社に生ずる損害について責を負わないものとします。この場合、借受人又は運転者は直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。

第 21 条 (返還時の確認等)

1. 借受人又は運転者は、ガソリン等の燃料を満タンに補充の上、当社立会いのもとにレンタカー及び備品を返還するものとします。この場合、通常の使用によって磨耗・劣化した箇所等を除き、引渡し時の状態で返還するものとします。なお、ガソリン等の補充は、約款第 22 条第 2 項に定めるとおり、補充ガソリン代金相当額を支払うことで代替することができます。

2. 借受人又は運転者は、レンタカーの返還にあたって、レンタカー内に借受人、もしくは運転者又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとし、当社はレンタカーの返還後においては、遺留品の保管等について一切責任を負わないものとします。

第 22 条 (借受期間延長時の料金及び返還場所)

1. 借受人又は運転者は、約款第 12 条第 1 項により借受期間を延長したときは、以下の各号の金額の合計額 (以下、「延長料金」といいます) を、レンタカー返還時に当社に支払うものとします。

(1) 延長後の借受期間に対応する賃貸料金と延長前の借受期間に対応する料金に当社所定の超過料金を加算した金額と、支払済の貸渡料金との差額

(2) 借受人が貸渡契約締結時に免責補償制度に加入したときは、延長時の借受期間に対応する免責補償手数料と、支払済の免責補償手数料の額

2. 借受人又は運転者は、やむを得ない事由により借受期間を延長、または返還場所を変更する場合は、必ず返還期限内に当社に連絡して承諾を得なければならないものとします。借受人または運転者は、返還場所変更により当社に発生するレンタカーの回送等にかかる費用を負担する事に同意する。また借受人は、承諾を得ることなく借受期間を超過し、返還した場合は、前項に定める延長料金及び回送費用等のほかに、違約金 (金 10 万円)を支払うものとします。

第 23 条 (精算)

- 1.借受人又は運転者は、レンタカー返還時に延長料金、返還場所変更違約料等の未精算金(以下、「未精算金」といいます)がある場合には、当該未精算金を直ちに当社に支払うものとします。
2. レンタカー返還時にガソリン等の燃料が未補充の場合、借受人又は運転者は、使用中の走行距離に応じて当社所定の換算表により算出した金額(以下、「燃料精算金」といいます)を、直ちに当社に支払うものとします。

第 24 条 (不返還となった場合の措置)

1. 当社は、借受人又は運転者が、借受期間が満了したにもかかわらず、所定の返還場所にレンタカー及び備品を返還せず、かつ、当社の返還請求に応じない等、レンタカー又は備品が不返還になったと認められるとき、または借受人又は運転者の所在が不明である等により当社が不返還と認める場合、民事、刑事上の法的措置を講じるものとします。
2. 当社は、前項に該当するときは、レンタカー及び備品の所在を確認するため、借受人又は運転者の家族、親族、勤務先等の関係者への聞き取り調査や車両位置情報システムの作動等を含む必要な措置を講じるものとします。
3. 本条第 1 項に該当する場合、借受人又は運転者は、借受期間満了時から当社がレンタカー及び備品を回収するまでの期間に対応する貸渡料金相当額を当社に支払うと共に、約款第 28 条の定めにより当社に与えた損害(レンタカーの探索及び回収、並びに借受人又は運転者の探索に要した費用を含みます)について賠償する責任を負うものとします。
4. 当社は、借受人又は運転者が借受期間満了日にレンタカーの返還もなく、借受人又は運転者と連絡がつかない場合は、借受人又は運転者によりレンタカーの盗難があったものとみなします。この場合は、所轄警察署へ盗難届けを提出し、又刑事告訴するものとします。

第 6 章 故障事故・盗難時の措置

第 25 条 (故障発見時の措置)

1. 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。
2. 借受人又は運転者は、前項に定める異常、もしくは故障が借受人又は運転者の故意、もしくは過失による場合は、約款第 28 条の定めにより当社に与えた損害(レンタカーの引き取り及び修理に要する費用を含みます)を賠償する責任を負うものとします。
3. レンタカーの故障等が借受人に対する貸渡し前に存した瑕疵による場合は、当社は借受人に対して代替レンタカーの提供を行うものとします。

4. 借受人が前項の代替レンタカーの提供を受けないとき、または当社が代替レンタカーの提供が行えないときは、貸渡契約を終了させるものとし、当社は、受領済の貸渡料金及び免責補償料から、貸渡しから貸渡契約終了時までの期間に対応する貸渡料金及び免責補償料を差し引いた残額を借受人に返還するものとし、
5. 当社は、レンタカーの故障が故意又は過失がない場合は、レンタカーの故障により借受人又は運転者に生じた損害について、その責を負わないものとし、

第 26 条 (事故発生時の措置)

1. 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに係る事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、以下に定める措置をとるものとし、
 - (1) 直ちに事故の状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと
 - (2) 前号の指示に基づきレンタカーの修理を行う場合は、当社が認めた場合を除き、当社又は当社の指定する工場で行なうこと。
 - (3) 事故に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに、当社が要求する書類等を遅滞なく提出すること
 - (4) 事故に関し相手方と示談その他の合意をするときは、あらかじめ当社の承諾を受けること
2. 借受人又は運転者は、前項の措置をとるほか、自らの責任において事故を処理及び解決するものとし、
3. 当社は、借受人又は運転者のため事故の処理について助言を行なうとともに、その解決に協力するものとし、

第 27 条 (盗難発生時の措置)

借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの盗難が発生したとき、その他の被害を受けたときは、以下に定める措置をとるものとし、

- (1) 直ちに最寄りの警察に通報すること
- (2) 直ちに被害状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと
- (3) 盗難、その他の被害に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに、当社及び保険会社が要求する書類等を遅滞なく提出すること

第 28 条 (使用不能による貸渡契約の終了)

1. 使用中において事故、盗難その他の事由 (以下、「事故等」といいます)によりレンタカーが使用できなくなったとき (道路運送車両法等の法令に定める基準を満たさなくなったときを含みます) は、貸渡契約は終了するものとし、借受人又は運転者は、約款第 5 章の定めにより直ちにレンタカー及び備品を当社に返還するものとし、

2. 借受人は、前項の場合、未精算金又は燃料精算金があるときは、約款第 5 章の定めにより直ちにこれを当社に支払うとともに、約款第 28 条の定めにより当社に与えた損害(レンタカーの引き取り及び修理等に要する費用を含みます)を賠償する責任を負うものとし、当社は受領済の貸渡料金及び免責補償手数料を返還しないものとします。
3. 事故等が借受人、運転者及び当社のいずれの責にも帰すべからざる事由により生じた場合は、当社は、受領済の貸渡料金及び免責補償料から、貸渡しから貸渡契約終了時までの期間に対応する貸渡料金及び免責補償料を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。
4. 借受人又は運転者は、本条に定める措置を除き、レンタカーを使用できなかったことにより生ずる損害について当社に対し、本条に定める以外のいかなる請求もできないものとします。

第 7 章 賠償及び補償

第 29 条 (賠償及び営業補償)

1. 借受人又は運転者は、借受人又は運転者がレンタカーの使用中に第三者又は当社に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。ただし、借受人及び運転者の責に帰すべからざる事由による場合を除きます。
2. 前項の当社の損害のうち、事故、盗難、借受人又は運転者の責に帰すべき事由によるレンタカー又は備品の故障 汚損 臭気等により当社がそのレンタカー又は備品を利用できないことによる損害については、別に定めるノンオペレーションチャージとして、借受人又は運転者は当社に対して損害賠償金を支払うものとします。また、ノンオペレーションチャージを超えて当社に損害が生じた場合は、借受人又は運転者は、別途損害を賠償する義務を負うものとします。
3. 借受人又は運転者は、約款第 17 条 (7)(飲酒運転の禁止)に定める事項に違反して、事故を起した場合は、いかなる理由によってもその責任を免除されず、当社に対して違約金として金 30 万円を支払うものとします。なお、当該違反の結果、当社に損害が生じた場合には、借受人又は運転者は、別途当該損害を賠償する義務を負うものとします。

第 30 条(保険)

1. 使用中にレンタカーに係る事故が発生したときは、当社がレンタカーについて締結した損害保険契約により、以下特記事項に記載する限度(以下、「補償限度額」といいます)内の保険金が支払われます。なお、借受人又は運転者が独自に加入する損害保険契約により、レンタカーに係る事故の賠償が可能な場合は、当社のレンタカーに関する損害保険契約に優先して適用します。

【保証限度額】

- ① 対人保険：1名につき 無制限（自動車損害賠償責任保険3000万円を含む）
 - ② 対物保険：1事故につき 無制限（免責10万円）
 - ③ 人身傷害保険：1名につき3000万円
 - ④ 車両保険：時価額（一般保証・免責10万円）
2. 保険約款の免責事由に該当する場合は、本条第1項に定める保険金は支払われないものとします。
 3. 保険金が支払われない損害及び補償限度額を超える損害については、全額借受人又は運転者の負担とします。
 4. 当社が借受人又は運転者の負担すべき損害金を支払ったときは、借受人又は運転者は、直ちに当社の支払額を当社に弁済するものとします。
 5. 本条第1項又は第2項の免責額は、借受人又は運転者の負担とします。ただし、貸渡契約時に借受人が免責補償制度に加入し、免責補償手数料を支払った場合で、かつ、警察及び当社に届出のない事故、保険金が支払われない事故、貸渡し後に約款第9条第1項第1号から第4号又は第17条各号に該当して発生した事故、並びに借受期間を無断で延長して当該延長後に発生した事故のいずれにも該当しない場合は、当社が当該免責額を負担します。
 6. 公道以外での走行（サーキット場など）、悪路の走行、自動車レースでの走行などでの過失、無謀運転での過失は保険補償の対象外となることがありますので、借受人又は運転者の全額負担となることがあります。
 7. 第1項に定める損害保険契約の保険料相当額は約款第11条に記載する貸渡料金に含まれます。

第8章 解除

第31条（貸渡契約の解除）

1. 当社は、借受人又は運転者が使用中に約款に違反したとき、又は約款第9条第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当することとなったときは、何らの催告を要せずに貸渡契約を解除し、レンタカーの返還を請求することができるものとし、この場合、借受人又は運転者は、約款第5章の定めにより直ちにレンタカー及び備品を当社に返還するとともに、未精算金又は燃料精算金があるときは、直ちにこれを当社に支払います。
2. 前項の場合、当社は受領済の貸渡料金、免責補償料等の一切を借受人に返還しないものとします。

第32条（同意解約）

1. 借受人は、使用中であっても、当社の同意を得て別に定める解約手数料を支払った上で貸渡契約を解約することができるものとします。この場合、当社は、受領済の貸渡料金、

免責補償手数料から、貸渡しから返還までの期間に対応する貸渡料金、免責補償手数料を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。但し、貸出時から起算して 24 時間以内の解約の場合は返金しないものとします。

2.借受人は、前項の解約をするときは、当社所定の解約手数料を支払うものとします。

3. 借受人又は運転者は、解約手数料のほか、未精算金又は燃料精算金があるときは、約款第 22 条の定めより、これらを直ちに当社に支払うものとします。

第 9 章 雑則

第 33 条 (相殺)

当社は、約款に基づく借受人又は運転者に対する金銭債務があるときは、借受人又は運転者の当社に対する金銭債務といつでも相殺することができます。

第 34 条 (消費税)

借受人又は運転者は、約款に基づく取引に貸される消費税(地方消費税を含みます)を当社に対して支払うものとします。なお、消費税は借受人が当社に対して支払いを行う時点の税率を適用します。

第 35 条 (遅延損害金)

借受人又は運転者及び当社は、約款に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、相手方に対し年率 14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第 36 条 (準拠法等)

1. 準拠法は、日本法 (関係法令、規則、行政通達等を含みます。以下「日本法等」といいます) とします。

2. 約款に定めのない事項については、日本法等に定める事項を適用します。

3. 邦文約款と英文約款に齟齬があるときは、邦文約款によるものとします。

第 37 条 (細則)

1. 当社は、予告なく約款の細則を別に定めることができるものとし、当該細則は約款と同等の効力を有するものとします。

2.当社は、別に細則を定めたときは、当社の営業所に掲示するとともに、当社の発行するパンフレット、ホームページ及び料金表等にこれを記載するものとします。これを変更した場合も同様とします。

第 38 条 (合意管轄裁判所)

約款に基づく権利及び義務について紛争が生じた場合は、当社本店、営業店舗の所在地、借受場所の所在地のいずれかを管轄する地方裁判所又は簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 39 条(附則)

約款は、当社が許可を受けた日から施行します。

以上